

## 熊本県人権教育・啓発推進本部設置要綱

### (目的)

第1条 本県における人権教育・啓発に関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、熊本県人権教育・啓発推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 「熊本県人権教育・啓発基本計画」に関する施策の推進に関すること。
- (2) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (運営)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指定する副本部長がその職務を代理する。

### (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、代表幹事及び幹事をもって構成する。
- 3 代表幹事は、環境生活部県民生活局人権同和政策課長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、推進本部において協議する事項について調査、検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 6 幹事会の会議は、代表幹事が必要に応じて前項の調査、検討事項に関係する幹事を招集し、主宰する。
- 7 代表幹事は、必要に応じて幹事会の調査、検討事項に関係する者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (ワーキングチーム)

第6条 幹事会は、幹事会の調査、検討事項に関係する課の職員をもって構成するワーキングチームを置くことができる。

- 2 ワーキングチームは、幹事会の調査、検討事項に関し、資料収集及び研究等を行う。

### (事務局)

第7条 推進本部、幹事会及びワーキングチームの庶務は、環境生活部県民生活局人権同和政策課において行う。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年8月23日から施行する。
- 2 熊本県人権教育のための国連10年熊本県推進本部設置要綱（平成9年10月28日施行）は、廃止する。

#### 附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年8月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成21年5月8日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成22年6月9日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成23年5月17日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成23年12月28日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年4月24日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年6月30日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成29年4月5日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和6年4月4日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

知事公室長  
 総務部長  
 企画振興部長  
 健康福祉部長  
 環境生活部長  
 商工労働部長  
 観光戦略部長  
 農林水産部長  
 土木部長  
 会計管理者  
 企業局長  
 病院事業管理者  
 教育長  
 警察本部長

別表 2 (第 5 条関係)

知事公室  
 広報グループ課長  
 危機管理防災課長  
 総務部  
 人事課長  
 総務私学局私学振興課長  
 市町村・税務局市町村課長  
 企画振興部  
 企画課長  
 地域・文化振興局地域振興課長  
 健康福祉部  
 健康福祉政策課長  
 健康危機管理課長  
 長寿社会局高齢者支援課長  
 長寿社会局認知症施策・地域ケア推進課長  
 長寿社会局社会福祉課長  
 子ども・障がい福祉局子ども未来課長  
 子ども・障がい福祉局子ども家庭福祉課長  
 子ども・障がい福祉局障がい者支援課長  
 健康局医療政策課長  
 健康局健康づくり推進課長  
 環境生活部  
 環境政策課長  
 水俣病保健課長  
 県民生活局くらしの安全推進課長  
 県民生活局男女参画・協働推進課長  
 商工労働部  
 商工政策課長  
 商工雇用創生局労働雇用創生課長  
 観光戦略部  
 観光国際政策課長  
 農林水産部  
 農林水産政策課長  
 土木部  
 監理課長  
 出納局会計課長  
 企業局総務経営課長  
 病院局総務経営課長  
 教育委員会事務局  
 教育政策課長  
 県立学校教育局高校教育課長  
 県立学校教育局特別支援教育課長  
 県立学校教育局学校安全・安心推進課長  
 県立学校教育局体育保健課長  
 市町村教育局義務教育課長  
 市町村教育局社会教育課長  
 市町村教育局人権同和教育課長  
 警察本部  
 警務部総務課長  
 警務部広報県民課長